## 農林水産省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

提案区分 管理 番号 区分 分野	提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係 府省	団体名	その他(特記事項) 追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
5 B 地方に対 11_その他 する規制緩 和	域整備基本     構想に関する	想について、主務大臣への 協議を廃止する等、廃止手	中成31年1月末現在で29道府県で30の基本構想が策定されているが、全 国的に休止状態となっているものが多い。そのため、多くの道府県が基本 計画の廃止や見直しを検討しているが、廃止等に当たっては、政策評価を 行った上での主務大臣への同意付き協議を行う必要があり、手続きが進ん でいない。		総合保養地域整備法第6条	総務省、全省、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	庫県、和歌	宮城県、岡山県、福岡県		同法では、都道府県は関係市町村に協議した上で基本構想を作成することとされている。また、基本構想について、主務大臣(総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣)に協議し、同意を得ることができるとされているが、現在の基本構想は全て主務大臣の同意を得ているところ。市町村や主務大臣の同意を得られた基本構想の廃止にあたっては、・適切な政策評価が実施されているか、関係市町村や民間事業者等との調整が十分に行われているか等の廃止に至るまでのプロセス・都市計画や農業振興地域整備計画に基づく地区指定への影響や、廃止後の環境への配慮をどのように行うか等基本構想廃止の影響を確認するため審査が必要である。このため、政策評価を行った上での主務大臣協議は必要な手続きと考えている。なお、現在までに12の基本構想が主務大臣の同意を得て廃止されている。	る中、同意基本構想の廃止に係る事務負担が過大ではないか。 具体的には、第1次回答では、「廃止に至るまでのプロセス」や「基本構想廃止の影響」について確認するため国の審査が必要とのことであるが、すでに多くの同意基本構想が休止状態にある実態に鑑みれば、そうした確認事項について廃止に当たって改めて国の審査を経る必然性は失われているのではないか。 総合保養地域整備法に同意基本構想の廃止に関する規定がないにも関わらず、廃止を変更の一類型と解して取り扱い、同意付き協議を義務付けるとともに、具体の廃止手続について詳細に定め、その中で負担感の大きい政策評価を求めていることは不適当ではないか。 以上の理由により、廃止の手続を変更とは別途定め、例えば同意付き協議ではなく届出とするなど、より簡易な手続とすべきではないか。
25       B 地方に対する規制緩和	災減災事業 における交付 決定前着手 が認められる 対象範囲の	化状況及び地震耐性評価 に係る調査業務等のソフト 事業についても、ハード事 業と同様に、交付決定前着 手が可能となるよう制度の 見直しを求める。	[現行制度について]  ・	然に防ぐことができる。	土補交取和元林局良業定つ1農事域施月第事知減で付号振地助付扱元農水長事の前い日村務防要614次農事224株局良業定に11第省知関助手令農風とでは24株局良業定に11第省知関助手令農風とでは24株局東の前い192村土補交運24株局は地実25農水長事が前い192村土補交運24株命域施月第省知関助手で日号振地助付用年水備村業年振産通業補着には100円の日本のでは農産のの令付農興改事決に4月21年の関係金の令付農興改事決に4月21日の日本のでは農興改事決に4月21日の日本のでは農興改事決に4月21日の日本のでは農興改事決に4月21日の日本のでは農興改事決に4月21日の日本のでは、100円の日本		福州会	県、水戸市、 川崎市、長野 県、京都府、 島取県、宮崎 県、延岡市、 戸縄県 (こつながる ) 一般競争 でいることが につながる ) 一般災事業 付決定前着	の補助金交付決定後の着手では、例年6月頃の事業着手とならざるを行 的なため池の漏水調査が実施できていない。 ・入札を採用する自治体が増えたことにより、交付決定から調査着手までいる、適期調査のための決定前着手の要望が増えてきている。調査期間のではないか。	間の確保は調査精度を高めること 合、その理由等を具体的に明記した交付決定前着手届をあらかじめ提出することとしている。 その際、「土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の運用について(令和3年4月1日農 開着手が図られるよう、柔軟に交 本水産省農村振興局整備部課長補佐事務連絡)」においては、「緊急的に堤体改修等を実施するも の」などの別紙に掲げる事例に該当しないものについても、個別に内容を確認し、公益上真にやむを得 ない理由により交付決定前に着手する必要があるか判断することとしており、個別に相談いただきた い。	調査ができず、ため池の漏水や損傷などの状況確認の遅れや適切な設計等が行えないことにより、ため池決壊による人命への影響や農業用水不足など、多大な被害が発生することも考えられるため、ため池の劣化状況調査等のソフト対策としていただきたい。なお、当県では過去に、ため池の劣化状況調査等のソフト対策が、「土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の運用について(令和3年4月1日農林水産省農村振興局整備部課長補佐事務連絡)」の別紙の4農村地域防災減災事業(3)に記載されている「緊急的に堤体改修等を実施するもの」の「等」に含まれるのかについて九州農政局に個別相談したところ、緊急的な工事などのハード整

## 農林水産省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解 地方六団体からの意見		提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容				
							これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	【全国知事会】 総合保養地域整備基本構想の廃止に係る手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能 となるよう見直しを行うこと。	必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。第1次回答、第1次ヒアリングでは、廃止手続きに際し、道府県に提出を求める書類について、自治体の負担軽減について検討するとのことであったが、必要最低限に限るよう抜本的に見直されたい。第1次ヒアリングでは、同意基本構想は策定時に主務大臣の同意を得ているからその廃止に当たっても主務大臣協議が必要との説明であったが、廃止の場合は道府県が国の支援を受けることはなくなるのだから、協議を義務付ける必要はなく、例えば届出で足りるのではないか。現行制度では廃止を変更の1類型と解して変更の手続を廃止に準用しているが、総合保養地域整備法制定時(昭和62年)においては基本構想を廃止すること自体想定されていなかったのではないか。そうだとすれば、廃止の手続について同法の制約はなく、通知等により廃止の手続を新たに定めても問題ないのではないか。	①提出を求める書類を必要最低限にすること ②道府県基本構想の廃止手続きを主務大臣同意ではなく届出により可能とすること の2点の観点から、以下のとおり回答する。 ①提出を求める書類を必要最低限にすること 廃止手続きに係る道府県の負担軽減を図ることは必要と考えており、主務大臣協議を行うにあたり、通知によって道府県に提出を求める書類については、必要最低限な書類に限るなどの見直しを行ってまいる所存。 具体的には、①各特定施設の整備予定がないこと、②関係市町村・民間事業者等からの反対がないことなど、基本構想の実現性が見込まれないことを確認するための必要最低限な書類をもって「政策評価」と見なすことなどを想定している。 引き続き、道府県にとって負担となっている具体的な内容もお伺いしながら検討を行い、できる限り早期に通知の発出を行ってまいりたい。 ②道府県基本構想の廃止手続きを主務大臣同意ではなく届出により可能とすること 現行法令上、道府県基本構想については作成及び変更のみが規定されているところ。廃止の手続きを	(24)】総合保養地域整備法(昭62法71)総合保養地域整備法に基づく基本構想(5条1項)を廃止する場合の手続については、道府県の事務負担を軽減するため、主務大臣への協議を廃止し届出とすることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	事務連絡	令和5年3月23日	総合保養地域整備法に基づく基本構想を廃止する場合の手続について、主務大臣協議を不要とし、届出とすることとした事務連絡を道府県に発出した。総合保養地域整備法に基づく基本構想を廃止する場合の手続きについて(令和5年3月23日付け国土交通省国土政策局地方振興課事務連絡)	
戸市】 沙池の満水時が年に一時期の場合、交付決定前着手が不可となると、次年度での調査が必要 とから、事業の繰り越しについて柔軟な対応をお願いしたい。	度とは「提案団体の提案を考慮した検討を求める。			(16)土地改良事業関係補助金 土地改良事業関係補助事業のうち、農村地域防災減災事業の補助金 交付決定前着手の取扱いについては、以下に掲げる事項について明確 化し、地方農政局及び地方公共団体に通知する。 ・ため池の劣化状況及び地震耐性評価に係る調査業務などのソフト事				

世 管理 番号 区分	投案事項名   求める措置の具体的内容   具体的な支障事例   制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)   分野	根拠法令等 制度の所管・関係 府省	その他(特記事項) 追加共同団体名 追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
103 B 地方に対する規制緩和	1	有機農業の推進に 関する法律第7条第 1項、環境と調和の とれた食料システム の確立のための環 境負荷低減事業活 動の促進等に関す る法律第16条第5項	〇有機農業は、生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことが明らかとなっており、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第16条に定める「基本計画」と内容の重複が多いことが想定される。「基本計画」の作成・変更にあたっては、関係する機関との協議を行い計画を作成・変更することになると予想されるが、同じような内容の協議を2度行うこととなり、事務作業の負担が多くなる。	下「みどりの食料システム法」という。)第16条第1項に基づく基本計画の中で、有機農業の推進に関する施策を包含して定める場合には、都道府県の裁量により、当該計画を有機農業の推進に関する法律 (以下「有機農業推進法」という。)第7条第1項に基づく推進計画として位置付けていただくことが可能 と考えている。 また、みどりの食料システム法に基づく基本計画の作成に当たっては、地方公共団体の事務負担軽減	下「みどりの食料システム法」という。)第16条第1項に基づく基本計画の中で、有機農業の推進に関する施策を包含して定める場合には、都道府県の裁量により、当該計画を有機農業の推進に関する法律(以下「有機農業推進法」という。)第7条第1項に基づく推進計画として位置付けることが可能なのであれば、その旨を通知等で明確に示してほしい。また、みどりの食料システム法に基づく基本計画の作成に当たっては、有機農業推進法の推進計画をはじめ、地方公共団体が既に作成している既存の計画等を活用することが可能である旨、みどりの食料システム法第15条に基づき国が策定する基本方針においてもその旨を明記する考えとのことだが、
126 B 地方に対和	第一年の他 なっていました。 他力和法に基づく登起所が、現在、地方和法に基づく登起所がら市南村長への連知に係る)、 本のでは、 たいのでは、 市前村長への選加に係る)、よび様用については、 市前村の投物部ののみがその時間を受けることでは、 すっていました。 では、 またのでは、	2第1項、第191条の 2第1項、森林法施 行規則第7条、不動 産登記法第59条、第 76条の2(令和6年4 月施行の改正法で 新設)、地方税法第	県、金沢市、 長野県、豊田 市、滋賀県、 枚方市	ものについては、現行制度においても、森林法第191条の2第2項の規定に基づき、市町村の林務部局は、森林法の施行のため必要があるときは、登記所から税務部局を介さず直接、必要な登記情報の提供を求めることが可能となっており、また、「登記情報等の電子データによる提供について」(平成23年9月1日付け林野庁計画課長通知)のとおり、登記所から登記情報そのものについては電子データに	ではあるが、提供依頼に当たって紙ベースの申出書と記録媒体(CD-R、USBメモリ等)を管轄登記所に提出することとなっており、提供依頼に係る事務負担や記録媒体の紛失のリスクが生じるため、当市においては、地方税法に基づいて登記所から市町村長へ通知される登記情報を活用している。内部利用における具体的不都合、隘路としては、まず、税務部局から林務部局へのデータ提供を可能にするためには、登記所から提供された登記情報を市町村税務システムに取り込む必要がある。登記所の登記システムと市町村税務システムの仕様の違いによりデータ連携が困難であるため、取り込み作業は手入力で行っており、当市の場合、税務部局の職員が所有者、住所、地番、登記年月日等のデータを入力している(30時間程度/週)。また、「相続登記義務化に伴う森林土地所有者の変更届出の見直し」について、森林所有者届出のすべての廃止を求めるものではなく、相続登記義務化後、森林所有者届出期限である90日以内に相続登記を済ませた森林所有者については、森林所有者届出を不要とすることで、申請者の負担軽減を図ることが提案の趣旨である。このことから、ご指摘の相続登記と森林所有者届出との申請期限のズレにより実態把握が困難になるような事態は生じえないと考える。さらに、相続以外の登記手続についても、所有権登記がなされた場合には同様に把握が可能であることから、この場合も森林所有者届出を
する規制緩和 和	農地 物利用促進 道府県計画における負担 て、毎年、家畜排せつ物の適正管理と畜産経営の環境整備について方針 軽減のため、他の上位計画 を定め、関係機関と共有しており、内容が重複するため必要ないと考える。 でき他の免疫 定により代替 可能とすること	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)第8条	府	を満たし、かつ、他の法令(条例を含む。)の規定に反しない場合であれば、農林水産業関連の上位計	都道府県計画に定めるよう努める事項が法第8条第3項に規定されているが、農林水産業関係の上位計画等による代替が可能との明確化。加えて、計画に定める事項の最小限化について、早期実現に向けて引き続きご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容		対応方針の措置(検討)状況	
	農林水産分野において趣旨・目的・内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。	る。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。みどりの食料システム法第16条第1項に基づく基本計画の中で、有機農業の推進に関する施策を包含して定める場合には、都道府県の裁量により、当該計画を有機農業推進法第7条第1項に基づく推進計画として位置付けることが可能である旨を通知等で明確に示していただきたい。みどりの食料システム法に基づく基本計画の作成に当たっては、有機農業推進法の推進計画をはじめ、地方公共団体が既に作成している既存の計画等を活用することが可能である旨、みどりの食料システム法第15条に基づき国が策定する基本方針においてその旨を明記する考えとのことだが、その際は、地方公共団体が判断に迷うことがないよう、明確に記載いただきたい。	に関する通知を速やかに発出し、みどりの食料システム法第16条第1項に基づく基本計画の中で、有機農業の推進に関する施策を包含して定める場合には、都道府県の裁量により、当該計画を有機農業推進法に基づく推進計画として位置付けることが可能である旨を明確化することとしたい。また、みどりの食料システム法に基づく基本計画の作成に当たっては、有機農業推進法の推進計画をはじめ、地方公共団体が既に作成している既存の計画等を活用することが可能である旨について、都道府県及び市町村への説明会等において丁寧に説明を行った上で、同法第15条第1項に基づく国の基本方針、制度運用に係るガイドライン(通知)にも明確に記載したところである。今後とも、有機農業推進法に基づく推進計画の策定やみどりの食料システム法に基づく基本計画の作成に当たっては、各地の状況に応じた伴走支援に努めてまいりたい。	おいて「推進計画」という。)については、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画(環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令4法37)16条。以下この事項において「基本計画」という。)に有機農業の推進に関する施策を含めて定める場合には、当該基本計画を推進計画として位置付けることが可能であることを明確化し、都道府県に通知する。 [措置済み(令和4年10月11日付け農林水産省農産局農産政策部農業環境対策課長通知)]	推置方法 (検討状況)	施(予定) ち期 これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	【全国知事会】 提楽団体の提案を考慮した検討を求める。 【全国可有会】 提楽団体及び関係省庁間での情報共有及び引き続き協議いただくことを期待する。		森林法第191条の2等2項及び「登記情報等の電子データによる提供について」(平成23年9月1日代 中代本野庁計画課長通知」、以下「林野庁計画課長通知」という。)の規定に基づき。登記所へ登記情報の 電子データでの提供を求めるに当たっては、書面による申出と記録媒体を管轄登記所に提出する必要 があることが支障とのことであるため、林野庁計画課長通知を令和4年10月までに、改正し、オンライン による電子データの提供を可能とする予定。 森林の土地の所有者となってから90日以内に登記を済ませた者について森林所有者届出を不要とす ることに関しては、市町村が森林法に基づく行政指導等を的値に行うためには、90日以内に森林の土 地の所有者の実態を把握する必要があるところ、現状、90日以内に登記された情報のうちの相当量について市町村の林務部局が入手するには90日を超える日数を要すると考えられ、森林の土地の所有 者の実態把握に支障を生じるため、困難である。	森林法(昭26法249) 森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求める事務(191条の2 第2項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公 共団体の長が登記所に対して情報の提供を求めた場合には、当該登記 所からオンラインにより情報の提供を受けることを可能とし、地方公共団 体に通知する。	/		
	農林水産分野において趣旨・目的・内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行	計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。「農林水産業関連の上位計画等による代替が可能」である旨を通知等で早期に明確化していただきたい。	られた都道府県計画の要件を満たし、かつ、他の法令(条例を含む。)の規定に反しない場合であれば、都道府県が家畜排せつ物法に基づく都道府県計画として定めたものは、いかなる名称であっても、家畜排せつ物法に基づく都道府県計画で定めるものとされている事項以外の内容が含まれていても、家畜排せつ物法に基づく都道府県計画である旨を令和4年度中に通知で、明確化したい。なお、家畜排せつ物法に基づく都道府県計画で定めるべき項目は、「整備を行う処理高度化施設の内	(10)家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平 11法112) 都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画(8条) については、都道府県における既存の他の計画と一体のものとして策	通知 令和5年3月	都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画については、都道府県における既存の他の計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に対して令和5年3月1日に通知した。「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第8条に基づく都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画の策定について」(令和5年3月1日付け4畜産第2527号農林水産省畜産局畜産振興課長通知)	

提案区分 管理 悉	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) 根拠法令等	制度の所管・関係	団体名 その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
B 地方に対する規制緩和	世 農業 長 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大		地域の実情に応じた目標設定が可能となる。また、策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる。 農業委員会等に関する法律第7条第1項及び第3項、第37条、農業委員会等に関する法律施行規則第15条第1項、農業委員会による法のの推進等について(令和4年2月2日付3経営第2584号農林水産省経営局長通知)、農業委員会による最適化活動の推進等について(令和4年2月25日付3経営第2816号農林水産経営局農地政策課長通知)	農林水産省	指定都市市長会		標設定が画一的で地域の実情とかけ離れている。また、担当区域ごとの目標設定及び整理・集計が事務局の間となっている。また、記録簿の記帳の徹底と活動日数の目標設定により委員・推進委員の負担増となり、抵ったする。また、記録簿の記帳の徹底と活動日数の目標設定により委員・推進委員の負担増となり、抵ったいても、実態と国が示す目標との乖離が非常に大きい。多くの自治体が目標到達困難な状況では、提案にいる地域の実情に応じた目標設定よりも、むしろ国の目標の下方修正を求めていくべきと思われる。また、活きは薄は、別に生業を持つ作らで責務を負っている地方の行政委員(推進委員等)には、過干渉でマイクロマネジがとも受け取られかねず、事務局にとっても事務負担の増大となっている。農地利用最適化交付金とも運動しては動力が強い。市は、市街化が進んでおり、市域内に農地が点在する状況で、そのほとんどが兼業農家であることから、全国には、市場化が進んでおり、市域内に農地が点在する状況で、そのほとんどが兼業農家であることから、全国による事常に高い無地の集積率を目標設定とすることは、現状と乖離している状況である。適化活動の目標の設定、点検・評価の方法に関する見直し通知があり、実質的にその通知に示された規定となる非常に高い保地の実積率を目標設定とする定義が薄れている。国政となる非常に高い設定は、損害神価の方法に関する見直し通知があり、実質的にその通知に示された規定といるざるでは、別状にあり、当業委員を持ていい、毎年度、目標設定、自体、評価を行い公表しているが、令和4年2月に国最適とに活動の目標の設定、点検・評価の方法に関する見では、実質的にその適知に示された規定といおざるを得ない状況にあり、当業委員や目標を設定する定義が済れている。また、当時では、日本の主に通知の記念は、農業委員は活動記録の作成負担が増加し、その活動内室にはいるほか、提出された活動に業等を確認する事務局職員の事務負担が増力している。活動中帯である当市において、冬期間は活動が制に、当該事事は、当該事事には、登録しているで、事務局職員のの推議を登員と共に作成することが想定され、全和1において、条項間は活動が制度に入っているで、推進委員に対し、計画を記録する、活動記録では、地域の表が対し、地域の表が対し、したが表が対し、して、表述の農の情報を選出したいるのに表述を記述しているが、対しているが、対しないに表述を記述することのに、主意をは、生態の依らに表述のでは、定期的な記述を写り、地域の表が対しましているが、対しなのに表述を記述することのに表述のでは、定期的な記述を写り、地域の表述に表述を写り、対している、対しないで、対している、対しないでは、対しないで、対しないないで、対しないで、対しないで、対しないで、対しないで、対しないで、対しないで、対しないで、対しないではないではないではないではないではないではないではないではないないではないでは	1農業委員会の最適化活動(農地の利用集積、遊休農地の解消等)の内容・成果は、地域の農業者に対して「見える化」することが重要である。このため、全国農業会議所においては、平成14年から各農業委員会に対し活動記録簿を作成するよう推進してきたところ。一方、規制改革推進会議では、令和2年7月の答申で農業委員会の活動が農地利用の最適化にどれだけ貢献したのかが明らかでないとの指摘がなされ、同月の規制改革実施計画では、「農業委員会について核力を行い、必要に応じて措置を講ずる」とされている。この閣議決定を踏まえ、農水省・規制改革推進会議において議論を行った結果、令和3年6月の規制改革実施計画において、「全ての農業委員会で最適化活動に係る目標を定めるとともに、推進委員等等で、毎年度、具体的な活動を記録し、農業委員会において評価の上、その結果を公表する仕組みを構築する」等が閣議決定された。 農業委員会の系統組織でも、令和3年12月の全国農業委員会会長代表者集会において、「全国全ての農業委員会の系統組織でも、令和3年12月の全国農業委員会会長代表者集会において、「全国全ての農業委員会で意欲的な成果目標と活動目標を設定するとともに活動の進捗管理を徹底しその実現を目指すこと」を決議している。 2これらを踏まえ、農林水産省において、令和4年2月、「農業委員会において活動を指した活動の内容を活動記録簿に記録すること、②全ての推進委員等が最適化活動の内容を活動記録簿に記録すること、③金での推進委員等が最適化活動の内容を活動記録簿に記録すること、33農適化活動に係る目標は、活動の内容を活動記録簿に記録することと、つから活動に係る目標は、活動に教とは対している。 3最適化活動に係る目標は、活動の数を活動に係る目標を設定することとしていると承知している。 4また、成果目標については、農業委員会系統組織に対し求めたところである。3最適化活動に係る目標は、記載しない場合は、制造を計算といては、農業委員会系統組織に対しまいて、目標を設定することとしている。との「農業委員会系統組織では、地域の事情を勘楽しつつ、各農業委員会で目標設定された目標。3さらに、当該基本方針に即して市町村ごとの目標が示されているときは当該目標を、それぞれ設定することとしている。	成果目標のうち、農地の利用集積目標については、農業委員会自らが80%以上の目標を設定していない場合、都道府県が定めた目標を目標として設定する(都道府県が定めた目標に即して市町村ごとの目標設定の考え方が示されているときは当該目標を目標として設定可能)とされているが、都道府県が一律に定めた目標を設計されるため、実質的には成果目標の設定主体である農業委員会の考え方が反映されず、市町村の実情に応じて目標が設定できる仕組みとなっているとは言い難い。また、他の成果目標(遊休農地の解消、新規参入)にかかる考え方についてもお示しいただきたい。また、活動日数は農地利用最適化交付金の算定基準となっているため、当該交付金要項に定められた活動日数が大きな要素となり変付金が算出される仕組みとなっており、実質的に地域の実情に応じた目標設定に影響を及ぼしている。活動記録簿については、具体的にいつからタブレットの利用が可能となるのか、スケジュールをお示しいただきたい。また、自身の営農と一体的に行われる日々の農地の状況確認や声掛け等の日常的な活動の記載、活動の分類や相手方の情報、活動の成果など記入項目が多岐にわたること、活動内容の詳細を記入する必要があることなど、一定数のタブレットの導入をもって負担の軽減が図られるとは言い難い。このように、成果目標及び活動目標の地域の実情に応じた設定や、活動記録簿の作成等の事務負担軽減は、農林水産省が想定するようには実現していないのが実情であり、地方の声を踏まえ提案に寄り添った実効性のある対応を求める。
202 B 地方に対する規制緩 農地	配分計画・農 用地利用進 積等促係る 画に原 の認所県知 の認 る事務負担	農業経営基盤強化促進法 等の一部を改正する法律 (令和4年法律第56号。以 下「改正法」という。)施行後 することとなっている。	利用集積等推進計画)の作成の簡素化につながり事務 負担の軽減や迅速な事務処理が可能となる。また、農 地集積に係る推進活動や、同計画の新規分の認可に 係る確認作業に時間を割くことができ、担い手への農地 集積の進展等が期待される。 集積の進展等が期待される。 場構を関リ第12条 第2項、同東第6号 農地中間管理事業 の推進に関リ第12条 第2項、同条第3項 農業盤部化 促進法等の一位 促進法等のの推進に関する法律第16条第 可項第5号、同	農林水産省	岐阜県、高知県	町川県町豊県宮	状では、中間管理事業による貸借面積3,965ha、市町村における利用権設定面積24,585haと6.2倍になっている和3年度単年度の中間管理事業による貸借面積が588ha、市町村における利用権設定がなくなり、農用地利促進計画に統合されると、単純計算で588ha×6.2倍=3,645haとなる。更新により上乗せとなってくる面積が、令更度22ha、令和6年度138ha、令和7年度417ha、令和8年度486ha、令和9年度955haなので、令和9年度には、588haのうち390haが一括方式である。大きな、198haが県の認可になっている。  「大きな、198haが県の認可になっている。 「大きな、198haが県の認可になっている。 「大きな、198haが県の認可になっている。 「大きな、198haが県の認可になっている。 「大きな、198haが県の認可になっている。」 「大きな、198haが県の認可になっている。」 「大きな、198haが県の認可になっている。」 「大きな、198haが県の認可になっている。」 「大きな、198haが県の認可になっている。」 「大きな、198haが県の認可になっている。 「大きな、198haが県の記すになり、現状の手続方式の「大きな、198haが	農地の将来像である目標地図を含む地域計画を法定化し、目標地図の実現に向けて、農地中間管理機構(以下「農地バンク」という。)の活用により農地の集約化等を進めていくこととしている。 具体的には、農業委員会が、農地の出し手・受け手の意向等を基に、農地バンク・農協・土地改良区等の関係機関と協議の上、目標地図の素案を作成した上で、市町村が最終的に目標地図を策定することとしている。このように本法律の施行後、農地バンクが作成する「農用地利用集積等促進計画」(以下「促進計画」という。)は、農地バンクが主体的に権利移動を行うための計画から、目標地図に即して権利移動等を行うための計画に衣替えすることとなる。目標地図は、「農業を担う者」ごとに利用する農地を定め、これを地図として表示するものであり、地図の作成段階で、農業委員会等が「農業を担う者」に相応しいかどうか等を審査することになるため、従来、配分計画の作成の際に求めていた書類は大幅に簡素化する。また、「農用地利用集積等促進計画」の認可権限について、地方自治法に基づき、都道府県条例の改正により、都道府県知事から市町村長へ移譲を進めることとしている。農水省では、改正作業が円滑に進むよう、都道府県条例の改正案のひな形を作成し、都道府県に対して提示することを考えている。これらにより、従前の「農用地利用配分計画」と比べて、都道府県や農地バンクの事務負担は大幅に軽減されるとともに、手続のスピードアップ化が図られると考えている。 御提案の賃貸借等の更新に係る認可要件の緩和について、都道府県知事の認可は、農地バンクからの農地の受け手が、①農用地の全てを効率的に利用する、②必要な農作業に常時従事する、ことを担保するといるに設けており、この認可をもって農地法第3条の許可が不要となるため、これを緩和するこ	計画(配分計画)の認可要件のうち受け手の農用地の利用や農作業の常時従事などの要件は改めて確認せずとも当然満たすと考えられることから、法律上新規と更新を区別する(例えば、新規と更新とで認可要件や添付書類を別に規定し、更新の場合は確認事項と添付書類を一部省略する)ことで、更新の場合の認可手続き事務の簡素化を求めるもの。更新の場合に係る認可要件の実体的な緩和を意図するものではなく、「①農用地の全てを効率的に利用する」、「②必要な農作業に常時従事する」ことの担保を損なうものではない。 改正法施行後の農用地利用集積等促進計画(促進計画)については、「書類は大幅に簡素化する」ということだが、簡素化の内容について具体的にお示しいただくとともに、施行規則の改正にあっては、提案の支障や現場の実態を踏まえた上で、省略が可能となる添付書類を明確にした規定としていただきたい。 なお、現行法においても施行規則上は、同一の者に再度権利設定を行おうとする場合の一部添付書類の省略が認められているが、法律上の認可要件は新規と更新とで区別がないため、実務上添付書類の省略は困難と考える。促進計画においても同様の懸念がある。また、促進計画の認可権限の市町村への移譲を進めるとされているが、現状農地バンクを介した農地の借受け・貸付けは、市町村を含めた関係機関が一体となって、出し手と受け手とのマッチングから配分計画(案)の作成に至る業務を行っている。市町村の業務が単純に増加しないよう、全体かつ細部に

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容		対応方針の措施	置(検討)状況	
	【全国知事会】 農業委員会が定めた指針に基づく最適化活動の成果目標及び活動目標の設定等については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。 【全国町村会】 町村からは、地方の現状と乖離している部分があることや、農業委員の負担が増えた等の意見もあることから、提案団体の意向を踏まえ、地域の実情に応じた活動日数目標及び成果目標の設定が可能である内容等の周知徹底をするとともに現場の意見を反映し、丁寧な対応を求める。	計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り奏わることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。この原則を十分に踏まえ、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が成まっている。この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。成果目標について地域の実情に応じて設定できるようになっているとのことであるが、提案団体は、例えば農地の利用集積目標について、国が示す高いのできないと主張している。地方の声を踏まえ、地域の実情に即した目標設定ができるようにすべきではないか。活動記録簿について日常的な活動も含めて詳細な活動報告を求めるなど、令和4年2月発出の通知による規律が詳細に過ぎることで地方の裁量を狭めており、地方の自主性、自立性を損なうこととなっていないか。	1 国では、平成25年に閣議決定された「日本再興戦略」に基づき、令和5年度末までに農地の8割を担い手に集積する目標を掲げている。この目標を踏まえ、全ての都道府県で、地域の実情を勘案し目標が設定されている。 2 市町村の目標については、都道府県と市町村の間での話し合いを踏まえ、設定されるものと承知しているが、現在、6府県(岩手県、福島県、千葉県、長野県、京都府、兵庫県)において、市町村又は地域毎に目標が設定されている。 3 今般の農地の利用集積目標については、農業委員会系統組織の意見も踏まえ、 ① 市町村の目標が設定されている場合は、当該目標とすること ② 全域が市街化区域の市区町村は、目標を定める必要がないこと ③ 都道府県目標の達成に向けた各年度毎の目標は、農業委員会が地域の実情に応じて弾力的に訂定できること 等、地域の実情に応じて設定できるようにしている。 4 上述したように、現行の農地集積率目標は、令和5年度が期限であり、その後の取扱いについては、現行の目標に係る検証を行った上で検討していくが、その際には、都道府県・市町村とも十分な意	5【農林水産省】 (3)農業委員会等に関する法律(昭26法88) 農業委員会による最適化活動(6条2項)については、農地利用最適化推進委員等が円滑に活動することができるよう、現場の実態に応じ、不断の見直しを行う。	措置方法(検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	更新の場合の添付書類が既に省略されていることについては、理解した。 一方で、法律改正にあたっては、令和4年2月9日に全国市長会から「人・農地プランの策定義務化等 に関する緊急意見」が出されているものと伺っている。 改正された法律に関する部分や認可権限の移譲の推進については、市町村の意向も十分踏まえた上 で検討されたい。 また、認可権限の委譲については、都道府県及び市町村双方のメリット、デメリット等を提示されたい。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、法改正や省令改正の内容等の周知徹底等、適切な 対応を求める。	段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。 この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。 第1次ヒアリングにおいては、現に権利設定を受けている者に再度同一の権利設定を行おうとする場合に限っては、現行法施行規則により、一部の添付書類の省略が可能となっているとの発言があっ	賃借権等と同一条件での権利設定)の際の添付書類については、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第12条第3項第1号及び第2号の規定により大幅な省略が可能となっていることから、この点について周知するとともに、当該規定による添付書類の省略を行っている都道府県における事例の横展開を図ってまいりたい。また、農用地利用集積等促進計画(以下「促進計画」という。)に係る添付書類については、現行の措置に加えて、市町村が作成する地域計画に位置付けられる「農業を担う者」が新たに農用地等に係る権利を取得する場合に、農用地の全部効率利用及び農作業の常時従事を確認する書類等の省略が可能となるよう省今を改正することを予定している。これにより、促進計画の案(賃借権等の当事者の同意書を含む。)の提出のみで認可を受けることができるようになる。なお、都道府県から市町村への認可権限の移譲については、都道府県において配分計画及び農用地利用集積計画の統合に伴う事務量の増加に対応できること、市町村において現行の農用地利用集積計画と同様に市町村の権限によって利用権設定手続を完結させることができること等のメリットがあるため、国としては都道府県条例の改正のひな形を示すことで権限移譲の取組を後押ししたいと考えているが、いずれにしても当該移譲については、都道府県と市町村が協議し、双方の合意の下、都道府県の判断で条例改正が行われるものと認識している。	(15)農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) 農用地利用配分計画の認可に係る申請の添付書類については、現に 農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受け ている者に、当該権利に係る農用地等について再度賃借権又は使用貸 借による権利の設定を行おうとする場合には、添付書類の省略が可能 (施行規則12条3項1号)であり、その旨を都道府県等に改めて示すとと もに、当該規定により添付書類の省略を行っている事例を、都道府県等 に通知する。 [措置済み(令和4年10月28日付け農林水産省経営局農地政策課長通 知)]				

提案区分 管理 番号	是案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) 根拠法令等	制度の所管・関係 府省	団体名 その他(特記事項	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
和   ()   ける	制度におの る主伐量 と限見直しし、 て・	のうち主伐量の上限基準に いて、算定基準を見直 、森林経営計画内において 十分な主伐量を確保でき るよう緩和することを求め る。	森林経営計画は、森林所有者(森林の経営の委託を受けた者を含む。以下、同じ)が、自ら森林の経営を行う森林を対象として作成する5年を1期とした計画で、森林所有者はこれを市町村の長などに提出して、当該森林経営計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる(森林法第11	コロナ禍で発生したウッドショックに加え、ロシア・ウクライナ情勢の影響で輸入材の調達が不安視される中、国産材需要が一段と高まっており、主伐量の上限緩和により、川中・川下の転換需要に応えることができる。また、主伐後の再造林を徹底することにより、将来の資源量を確保し、持続的な林業経営が可能となる。加えて、森林の若返りによる二酸化炭素吸収量の増加、カーボンニュートラル実現への寄与も期待できる。		岐阜県	秋田県、茨城県、可児市、選が原町、滋賀県、宮崎県		に発揮することを目的としており、森林資源の保続と持続的かつ安定的な木材供給の観点から、主伐の上限を認定基準に定めている。 山林所得に係る特別控除などの税制措置は、森林経営計画に従って認定森林所有者等が行う森林の施業及び保護が、短期的には伐採時期及び伐採量の選択制等をある程度制約されることに着目して講じられているものである。 主伐上限材積の計算は、対象森林の成長量をベースに現況蓄積で補正するものであり、人工林資源	積に達してしまうため予定していた主伐区域を縮小した、森林経営計画の作成を見送ったとの声が林 業経営体から寄せられている。 また、計画作成数や認定面積の少ない林業経営体では計画間での伐採量の流用は困難であり、管理 が煩雑になることもあり、当県での適用事例は1件に留まっている。 加えて、当県における令和3年度末時点で認定中の森林経営計画のうち、主伐上限材積に対する計画 材積の割合が90%以上となっている計画が5件、80~89%が7件あり、認定請求者において主伐計画 を抑制している傾向が見受けられる。この他にも、市町村や県への相談がないまま、森林経営計画の 作成を見送った事例があると考えられ、今後、主伐・再造林を推進していくにあたり、森林経営計画制
和 事業 で定定 確定 成果 認証 手無 国へ	事定 主に 主に 主に 主に 主に 主に 主に 主に 主に 主に	国際 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	【現行制度について】 都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る国土調査法第19条第5項に基づく認証申請の手続については、「国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等について(昭和56年1月5日農林水産省農村振興局長通達)」により、都道府県知事は、確定測量の成果を、地方農政局長等を経由して農林水産大臣に送付することにより認証申請を行うこととなっている。さらに、国土調査法第19条第7項に基づき、事業所管大臣である農林水産大臣は、都道府県知事から認証申請のあった確定測量の成果を国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定をする場合、事前に国土交通大臣の承認を得るものとされている。また、平成30年より、国土調査法第19条第5項に基づく認証申請の手続を行う際は、同様の手続により事前申請を行うこととなっている。【支障事例】 当県では、事前申請を終え、令和2年12月に農林水産大臣に送付した16件の本申請全てが、令和4年3月時点で指定を受けていないなど、農林水産大臣を経由させることで申請から指定までに長期間を要しており、土地改良事業実施後も長期間地籍調査済みとならず、その成果の活用が遅れている。	利用可能となる。 土調査法第19条第 項の成果の認証に 準ずる指定の申請 に係る事務取扱い 等について(昭和56 年1月5日農林水産 省農村振興局長通 達)	国土交通省	長野県	市、新潟県、 京都府、宮崎 県、沖縄県 の提案団体同様、当県で はい現状である。 の当府においては、近畿 2年に近畿農政局に申請 処理が滞り、現時点(令利	会和3年2月、3月に本申請、令和3年5月、10月に事前申請を行っているが、令和4年6月 におらず、その成果の活用が遅れている。 にも、認証申請してから指定までに長期間を要しており、早期に測量成果の活用ができてい に要しており、早期に測量成果の活用ができてい に要しているところ。令和 の事前確認で送付した5件の全てが、未だに申請書の正式な施行をできておらず事務 和4年6月時点)においても申請書を送付できていない状況にある。よって、農林水産大臣を ら指定までに長期間を要しており、土地改良事業実施後も長期間地籍調査済みとならない	国土交通大臣への直接申請も可能とする見直しを検討してまいりたい。	都道府県、団体営事業における、土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請の手続については、農林水産大臣を経由して国土交通大臣へ認証申請を行うことになるため、承認までの期間を要している。 現行制度を見直し、従来の農林水産大臣の経由については、国土交通大臣から農林水産大臣への情報提供に代替させるなどにより不要とすることで、承認までの期間を短縮し、確定測量の成果を早急に活用することができるものと考える。 今回、国土交通大臣への直接申請も可能とする見直しを検討していただけるとのことで、速やかな事業実施のためにも、ぜひ実現していただけるようお願いしたい。
する規制緩 文化 推進 和 策定		官状況報告の廃止	当市では多様な関係者が食育に関する課題や取組の方向性を共有し、地域性に応じ、効果的に連携・協力して食育を推進していくために必要な計画として市町村食育推進計画を策定している。同計画の策定は法的には努力義務とされているが、第3次食育推進基本計画(平成28年3月18日食育推進会議決定)で策定率目標100%とされており、毎年、国からも都道府県からも別々に計画策定状況の報告を求められている。しかし、現行計画の対象期間中は基本的に状況が変わることはなく、毎年・全国一律での報告は不要であると考える。報告を求められる項目を計画中やホームページに掲載している場合や現行計画の対象期間中は報告を不要とするなど柔軟な対応を求めたい。	ことができる	農林水産省	神戸市	盛岡市、浜松市、京都市、京都市、大分県	:となっている。	食育基本法に基づき政府として決定している第4次食育基本計画において、「食育基本計画を作成・実施している市町村の割合」についての目標値を定めているため、その進捗を確認する必要があり、市町村のご協力により調査及び公表を行ってきたとこる。また、市町村の食育推進計画の策定状況については、食育推進評価専門委員会に毎年報告していることや、閣議決定を要する食育白書において毎年引用していることから正しい情報である必要があるが、作業にご協力いただいている地方自治体の負担軽減の観点から、ご提案にあるように、例えば、計画を策定済みであり、かつ当該計画の有効期間が残っている市町村に対しては、計画に変更がない場合には報告を不要とする形とするなど工夫をしてまいりたい。なお、市町村計画の策定状況については、政令指定都市に対しては地方農政局等から直接、その他の市町村に対しては都道府県を通じて報告を求めているところであるが、各農政局等に状況を確認した上で、必要に応じ、作業方法の徹底等の指導をしてまいりたい。	なお、兵庫県に関しては、県下市町村の計画策定状況を把握されているため、毎年、国・県両方から照会が来ている状況。 他都道府県の様子はわからないが、政令市に関しては、都道府県経由での回答とするか、従来どおり

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容		対応方針の措置(検討)状況
【秋田県】 当県スギ人工林については、森林資源構成が高齢級に偏ったものになっており、資源の循環利用を推進するため計画的な音性、再造林を進めて行くことが急務となっている。特に森林経営計画で属人計画を作成している場合は、計画間での授保量の流用の対応ができないため、替代、再造林を進めたくても伐採計画を縮小変更せざるを得ない状況の相談も出てきている。このままでは、森林・林業基本計画に基づく目標の達成にも影響を与えかねない状況も想定されるため、主伐後の造林計画がある場合は、伐採量の緩和措置を設けるなど柔軟な検討を求める。	回【全国町村会】 5 提案団体の意向を踏まえ、森林経営計画制度が主伐計画に支障をもたらすことがないよう自治体の実		森林経営計画における主伐上限材積は、森林の有する多面的機能の発揮、森林資源の保続、持続がつ安定的な木材供給の観点から定めているものであり、現行の算出方法は、森林経営計画の目的遠成の範囲で最大限の主伐を可能としていること、伐採時期及び伐採量の制約に対して税制優遇措置が講じられていることから、これ以上の緩和は困難であることをご理解しただきたい。一方、現行制度においても、計画内での年度間の流用や共同作成者間での流用、自ら森林の経営を行う森林に限り計画間での伐採量の流用のほか、木材の安定供給の確保に関する特別措置法に受ける事業計画の認定による特別もあり、これまで通常事務の中で相談を受ける事例で、現行制度で解決可能な事例も少なくないことから、主伐上限材積が森林経営計画の新規作成・変更の際に支障となった具体的な事例を把握するため、都道府県に対して令和4年内に調査を実施するととも、文障が例のパターン毎に現行制度で活用できる手法を整理し、都道府県を通じて周知することを検討したい	(5)森林法(昭26法249) (ii)森林経営計画(11条)における主伐上限材積(施行規則38条8号) については、森林経営計画の新規作成又は変更の際に主伐上限材積 が支障となった具体的な事例を実態調査により把握した上で、支障を解 決するために活用可能な手法を整理し、地方公共団体に令和4年度中 に周知する。	精置方法 (検討状況) 南知  一个和5年3月1日	これまでの措置(検討)状況 今後の予定 令和4年末までに森林経営計画 の主伐上限材積が支障となった 具体的な事例の実態調査を実 施したところ、18県から42件の超 過検計事例の報告があり、その 多くは既存制度で対応可能であ ることから、これらを含む主伐上 限材積の増加方策を整理し、令和15年3月1日の会議で都道府 県に周知した。 令和4年度森林計画関係業務 担当者会議資料(令和5年3月1日)
	【全国知事会】 申請から指定までの期間が短縮されるよう、事務の迅速化を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		都道府県、団体営事業における、土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請の手続については、「国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等について(昭和56年1月5日付け農林水産省構造改善局長通達)」を令和4年度末に改正し、令和5年度の申請から国土交通大臣への直接申請も可能とする見直しを行う予定である。	<b>√</b> 国土調査法(昭26法180)		都道府県等が行う土地改良事業の確定測量に係る成果の認証申請(19条5項)の手続については、都道府県知事等から国土交通大臣に対して直接申請することも可能とするため、令和5年4月1日付け4農振第3430号にて、「国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等について(昭和56年1月5日付け農林水産省構造改善局長通達)」を改正した。
	食育推進計画の策定に係る報告については、計画に変更がない場合には報告を不要とするなどの見しを行うこと。	以要最小限のキ。のとすることに加え 努力義務やできる規定 通知等によるキ。のについてキ。 地方のE	① 市町村の食育推進計画の策定状況の報告については、計画を策定済みであり、かつ当該計画の 有効期間が残っている市町村に対しては、計画に変更がない場合には報告を不要とする 、② 政令指定都市において、都道府県が国同様の調査を行わなくて済むよう、国の調査結果を速やか に都道府県に情報提供する すこととしたい。 が	-  市町村食育堆進計画(18条)等に関する調査については 市町村(特別	通知等 令和5年1月27日	市町村食育推進計画等に関する調査については、市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減するよう、調査の依頼内容を改善し、当該計画を作成済みであり、かつ、その計画の実施期間内である市町村に対しては、当該計画に変更がない場合には作成状況の報告を不要とした。 「令和4年度食育推進計画等に関する調査について(依頼)」(令和5年1月27日付け4消安第5759号 大臣官房参事官(兼消費・安全局)通知)